

平成30年12月
平成30年第5回栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
議案第 105 号	平成 30 年度栃木市一般会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 106 号	平成 30 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 107 号	平成 30 年度栃木市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 108 号	平成 30 年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 109 号	平成 30 年度栃木市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 110 号	栃木市小平浪平顕彰基金条例の制定について	1
議案第 111 号	栃木市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	4
議案第 112 号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	6
議案第 113 号	栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び 給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第 114 号	栃木市地域福祉センター条例及び栃木市地域活動支援センター条例の 一部を改正する条例の制定について	20
議案第 115 号	栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	22
議案第 116 号	栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	24
議案第 117 号	栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の	

	方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第 118 号	栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	28
議案第 119 号	栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例 及び栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	33
議案第 120 号	市道路線の認定について	36
議案第 121 号	市道路線の変更について	37
議案第 122 号	財産の処分について	38
議案第 123 号	指定管理者の指定について (栃木市藤岡地域活動支援センター)	39
議案第 124 号	指定管理者の指定について (栃木市都賀地域活動支援センター)	40
議案第 125 号	指定管理者の指定について (栃木市老人福祉センター長寿園)	41
議案第 126 号	指定管理者の指定について (栃木市老人福祉センター泉寿園)	42
議案第 127 号	指定管理者の指定について (栃木市老人福祉センター福寿園)	43
議案第 128 号	指定管理者の指定について (栃木市いまいずみ児童館)	44
議案第 129 号	指定管理者の指定について (栃木市そのべ児童館)	45
議案第 130 号	指定管理者の指定について (栃木市観光情報物産館)	46
議案第 131 号	指定管理者の指定について (道の駅にしかた)	47
議案第 132 号	指定管理者の指定について (栃木市営住宅及び栃木市特定公共賃貸住宅)	48
議案第 133 号	指定管理者の指定について (栃木市栃木第六地区コミュニティセンター)	50

議案第 134 号	指定管理者の指定について (栃木市図書館)	51
議案第 135 号	指定管理者の指定について (栃木市文化会館)	52
議案第 136 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	53
議案第 137 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	54
議案第 138 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	55
議案第 139 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	56

栃木市小平浪平顕彰基金条例の制定について

栃木市小平浪平顕彰基金条例を次のように制定するものとする。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市小平浪平顕彰基金条例

(設置)

第1条 郷土の偉人である株式会社日立製作所の創業者小平浪平氏の功績を顕彰するための事業の財源に充てるため、栃木市小平浪平顕彰基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定の寄附金及び予算で定める金額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、小平浪平氏の功績を顕彰するための事業に要する経費に充

てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成22年栃木市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1. この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2. この条例による改正後の栃木市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この項において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

議案第 1 1 2 号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成22年栃木市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の157.5を、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の

内払とみなす。

議案第 1 1 3 号

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の
特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号）
の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項中「4, 200円」を「4, 400円」に改め、同
条第2項中「6, 300円」を「6, 600円」に改める。

第17条の4第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給す
る場合には」を、「100分の110）」の次に「、12月に支給する場
合には100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）」
を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場
合には」を、「100分の52.5）」の次に「、12月に支給する場
合には100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）」
を加え、同条第5項中「次条において同じ。）から」を「次条第3項第3
号において同じ。）から」に、「同項」を「第17条の4第1項」に、「次
条において同じ。）」を「次条第1項において同じ。）」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1	円 144,100	円 194,000	円 230,000	円 263,000	円 288,900	円 319,200	円 362,900	円 408,100
	2	円 145,200	円 195,800	円 231,600	円 264,900	円 291,100	円 321,400	円 365,500	円 410,500

外の 職員	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	

62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				

	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100
	11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100
	12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200
	13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900
	14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000
	15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000
	16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100
	17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800
	18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500
	19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200
	20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100
	23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500
	24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300	424,000
	25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000	425,300
	26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000	426,700
	27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100	428,200
	28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200	429,800
	29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700	431,100
	30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	432,800
	31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200	434,500
	32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900	436,100
	33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600	437,500
	34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100	439,200
	35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700	440,900
36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200	442,500	

37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500	443,900
38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000	444,600
39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500	445,300
40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000
41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400
42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000
43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700
44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300
45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100
46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800
47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300
48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800
49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500		
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800		
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000		
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200		
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500		
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800		
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000		
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200		
94	300,600	324,200	350,600	384,200				
95	301,700	325,600	352,100	384,800				

96	303,000	326,900	353,600	385,300					
97	304,100	328,100	354,900	385,700					
98	305,300	329,400	356,100	386,100					
99	306,500	330,700	357,200	386,700					
100	307,700	332,000	358,400	387,200					
101	308,900	333,400	359,500	387,600					
102	309,900	334,300	360,600	388,100					
103	311,000	335,400	361,700	388,700					
104	312,000	336,600	362,900	389,200					
105	312,800	337,700	364,100	389,500					
106	313,400	338,800	364,600	389,900					
107	314,000	339,800	365,200	390,400					
108	314,700	340,900	365,800	390,700					
109	315,200	342,100	366,400	391,000					
110	315,700	343,100	366,900	391,500					
111	316,200	344,100	367,400	392,000					
112	316,800	345,000	367,900	392,500					
113	317,600	345,900	368,300	392,800					
114	318,300	346,800	368,700	393,300					
115	319,000	347,800	369,300	393,800					
116	319,700	348,800	369,800	394,300					
117	320,300	349,800	370,200	394,600					
118	321,100	350,300	370,700	395,100					
119	321,800	350,900	371,300	395,600					
120	322,600	351,500	371,800	396,100					
121	323,200	351,800	372,000	396,500					
122	323,500	352,200	372,500	397,000					
123	324,000	352,700	373,000	397,400					
124	324,500	353,100	373,400	397,900					
125	324,800	353,500	373,900	398,300					
126		353,900	374,400						
127		354,400	374,900						
128		354,800	375,400						
129		355,200	375,700						
130		355,600	376,200						
131		356,000	376,700						
132		356,400	377,200						
133		356,600	377,500						
134		357,100	378,000						
135		357,500	378,400						
136		357,800	378,800						
137		358,100	379,100						
138		358,500	379,600						
139		359,000	380,100						
140		359,500	380,600						
141		359,800	380,900						
142		360,300							
143		360,800							
144		361,300							
145		361,600							
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 栃木市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「いずれかに該当する扶養親族」の次に「(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」を、「6,500円」の次に「(職務の級が8級である職員(以下「8級職員」という。))にあっては、3,500円)」を加える。

第9条第3項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合

第17条第2項中「、6月に支給する場合には、100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額」を「100分の130」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額」を「100分の110)を乗じて得た額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

第17条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の110)、12月に支給する場合には100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5」を「100分の45」に、「100分の52.5)、12月に支給する場合には100分の47.5(特定幹部職

員にあっては、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年栃木市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「の定める」を「で定める」に改める。

第10条第2項中「、6月に支給する場合には、」を削り、「、12月に支給する場合には」を「」とあるのは「100分の165」と、「」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

別表第1中

「	373,000円		「	374,000円	
	421,000円			422,000円	
	471,000円	を		472,000円	に改める。
	532,000円			533,000円	
」			」		

別表第2を次のように改める。

別表第2(第9条関係)

任期付職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料 月額	148,600 円	194,000 円	230,000 円	263,000 円	288,900 円	319,200 円	362,900 円	408,100 円

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の1

65」と、「100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の栃木市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

- 3 平成30年4月1日（以下この条において「切替日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、改正後の任期付職員条例別表第1の給料表に定める号給の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の栃木市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則

で定める。

議案第114号

栃木市地域福祉センター条例及び栃木市地域活動支援センター
条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市地域福祉センター条例及び栃木市地域活動支援センター条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市地域福祉センター条例及び栃木市地域活動支援センター
条例の一部を改正する条例

(栃木市地域福祉センター条例の一部改正)

第1条 栃木市地域福祉センター条例（平成22年栃木市条例第124号）

の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中

「

ボランティアルーム	1時間につき 520円	を
-----------	-------------	---

」

「

ボランティアルーム1	1時間につき 520円	に
ボランティアルーム2	1時間につき 520円	

」

改める。

(栃木市地域活動支援センター条例の一部改正)

第2条 栃木市地域活動支援センター条例（平成22年栃木市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第2条の表栃木市大平地域活動支援センター（愛称ほほえみ館）の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例

栃木市介護保険条例（平成22年栃木市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につい
て

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第17条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第47条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第68条第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第69条第5項及び第79条の3中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第99条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下同じ。」を加える。

第219条第11項中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第45条第6項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（平成23年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号級	給料月額（円）
1	157,900
2	159,400
3	160,900
4	162,400
5	164,100
6	166,000
7	167,800
8	169,600
9	171,400
10	173,500
11	175,500
12	177,500
13	179,500
14	181,700
15	183,900
16	186,100
17	188,400
18	191,000

19	193,500
20	196,000
21	198,500
22	200,200
23	201,900
24	203,600
25	205,100
26	206,500
27	208,100
28	209,600
29	211,300
30	213,000
31	214,700
32	216,400
33	217,800
34	219,500
35	221,200
36	222,900
37	224,300
38	226,000
39	227,700
40	229,400
41	231,000
42	232,700
43	234,300
44	235,900
45	237,600
46	239,100
47	240,400
48	241,800
49	243,000
50	244,400
51	245,900
52	247,100

53	248,200
54	249,600
55	250,800
56	252,000
57	253,200
58	254,400
59	255,500
60	256,700
61	258,100
62	259,100
63	260,300
64	261,200
65	262,200
66	263,600
67	265,000
68	266,400
69	268,000
70	269,500
71	271,000
72	272,400
73	273,400
74	274,600
75	275,900
76	277,100
77	278,300

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例及び栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例及び栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例及び栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正)

第1条 栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成28年栃木市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「78人」を「40人」に改める。

(栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年栃木市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会	会長	年額	1,020,000	〃
	会長職務	〃	720,000	〃
	代理者			
	委員	〃	600,000	〃
	農地利用最適化推進委員	〃	300,000	〃

を

」

農業委員会	会長	年額	基本報酬 954,000円以内 成果報酬 成果実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額
	会長職務 代理者	〃	基本報酬 654,000円以内 成果報酬 成果実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額
	委員	〃	基本報酬 534,000円以内 成果報酬 成果実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額
	農地利用 最適化推 進委員	〃	基本報酬 234,000円以内 成果報酬 成果実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額

に、

固定資産評価審査委員 会委員	日額	8,000 〃
-------------------	----	---------

を

固定資産評価審査委員 会委員	日額	8,000円以内
-------------------	----	----------

に

改める。

附 則

この条例は、平成31年7月20日から施行する。

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を市道として認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

その他路線

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
市道21215号線	大平町富田	大平町富田	
市道21216号線	大平町富田	大平町富田	
市道21217号線	大平町富田	大平町富田	
市道21218号線	大平町富田	大平町富田	
市道21219号線	大平町富田	大平町富田	
市道21220号線	大平町富田	大平町富田	
市道21221号線	大平町富田	大平町富田	
市道21222号線	大平町富田	大平町富田	
市道21223号線	大平町富田	大平町富田	
市道21224号線	大平町富田	大平町富田	

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

道路の種類 市道

その他路線

路線名	旧新別	起 点	終 点	重要な経過地
市道21197号線	旧	大平町富田	大平町富田	
	新	大平町富田	大平町富田	

財産の処分について

次の財産を売却することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

1 財産の表示

種別	地目	面積	所在
土地	宅地	4,292.14 m ²	栃木市千塚町1732番

2 売却の方法 随意契約による売却

3 売却予定価格 59,231,532円

4 売却相手 東京都豊島区上池袋一丁目31番3号

ビッグシェフ株式会社

代表取締役 藤咲 秀知

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市藤岡地域活動支援センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市今泉町二丁目1番40号

名称 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者 会長 小林 一成

3 指定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市都賀地域活動支援センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市今泉町二丁目1番40号

名称 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者 会長 小林 一成

3 指定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市老人福祉センター長寿園

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市今泉町二丁目1番40号

名称 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者 会長 小林 一成

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市老人福祉センター泉寿園

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市野中町553番地

名称 株式会社メディカルフィットネスとちの木

代表者 代表取締役 早乙女 勇

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市老人福祉センター福寿園

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市今泉町二丁目1番40号

名称 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者 会長 小林 一成

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市いまいずみ児童館

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市野中町553番地

名称 株式会社メディカルフィットネスとちの木

代表者 代表取締役 早乙女 勇

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市そのべ児童館

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市今泉町二丁目1番40号

名称 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者 会長 小林 一成

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市観光情報物産館

2. 指定管理者に指定する団体

所在地 宇都宮市新里町丙254番地

名称 株式会社ファーマーズ・フォレスト

代表者 代表取締役 松本 謙

3. 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

道の駅にしかた

2 指定管理者に指定する団体

所在地 埼玉県狭山市入間川四丁目25番3号

名称 株式会社ニックス

代表者 代表取締役 荒井 英郎

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

川原田市営住宅

川原田東市営住宅

城内南市営住宅

城内南第2市営住宅

本町市営住宅

平井市営住宅

城内市営住宅

神田市営住宅

川原田西市営住宅

藪部市営住宅

大宮市営住宅

平柳市営住宅

藤岡仲町市営住宅

藤岡南山市営住宅

藤岡荒立市営住宅

藤岡都賀市営住宅

岩舟西根南市営住宅

平柳特定公共賃貸住宅

川原田特定公共賃貸住宅

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市境町1番2号

名称 一般社団法人宅建とちぎ公営住宅管理センター

代表者 代表理事 村川 定男

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市栃木第六地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市今泉町二丁目1番40号

名称 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者 会長 小林 一成

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

栃木市長 大川 秀子

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市栃木図書館

栃木市大平図書館

栃木市藤岡図書館

栃木市都賀図書館

栃木市図書館西方館

栃木市図書館岩舟館

2. 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市万町 5 番 3 号

名称 山本有三記念会＝ヴィアックス共同事業体

代表者 特定非営利活動法人山本有三記念会

会長 大塚 幸一

3. 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市栃木文化会館

栃木市大平文化会館

栃木市藤岡文化会館

栃木市都賀文化会館（愛称 ハートホール）

栃木市岩舟文化会館（愛称 コスモスホール）

2 指定管理者に指定する団体

所在地 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

名称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス

代表者 代表取締役 橋本 鉄司

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市岩舟町小野寺199番地

氏 名 中田 美千子

生年月日 昭和29年5月29日

議案第137号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市岩舟町静和2145番地1

氏 名 大竹 教子

生年月日 昭和32年8月3日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市藤岡町藤岡1555番地4
氏 名 高際 はま子
生年月日 昭和32年5月31日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市旭町3番4号
氏 名 村上 賢司
生年月日 昭和30年6月18日